

## 1 件名

平成30年度「京都企業と連携した次代の京都を担う人財（担い手）の育成事業」運営業務（以下「本業務」という。）

## 2 履行期間

契約締結日から平成31年3月31日まで

## 3 委託金額の上限

金5,000,000円

※消費税及び地方消費税相当額を含む。

※本業務の実施に係る費用は、全て、上記委託金額の範囲内とする。

## 4 委託業務の内容（詳細は、受託候補者の提案に基づき、本市と協議の上決定するものとする。）

### (1) 事業の概要

大学コンソーシアム京都加盟の大学・短期大学の学生を対象に、京都市内の企業との協働プロジェクトを中心とした人財育成事業を実施すること。

### (2) 学生の募集

大学コンソーシアム京都加盟の大学・短期大学に対して広く事業を周知し、参加する学生を募集すること（チラシの作成やウェブサイトへの情報掲載は委託料の範囲内で行うこと）。

### (3) 企業の募集

京都市内に本社・支社等を有する企業に対して広く事業を周知し、ホームページ等で公開のうえ、募集すること（ウェブサイトへの情報掲載等は委託料の範囲内で行うこと）。

### (4) 企業との協働プロジェクトの実施

- ・ 企業との協働プロジェクトは、企業が提示する課題の解決に学生チームが挑むものや、学生チームが企業に対して企画提案するものなど、PBL（Project-Based Learning：課題解決型学習）方式により、学生チームと企業が密接に連携して取り組む内容とすること。
- ・ 1プロジェクトにつき、事前学習、企業とのミーティング、事後研修などを実施するものとし、取り組む過程においては、コーディネーターが学生に対して適宜助言・指導するとともに、学生からの相談に対応すること。
- ・ プロジェクトに参加した学生・留学生が京都企業の魅力を知り、京都企業への就職に対する意識を醸成するきっかけとなるよう、プロジェクトを設計すること。
- ・ 学生は、5人程度を1チームとしてプロジェクトに参加するものとし、チームごとに1人以上は留学生を参加させること。
- ・ 委託期間内に10以上のプロジェクトを実施し、延べ50人以上の学生の参加を得ること。
- ・ プロジェクト内容について企業との連絡調整を行い、円滑な事業実施を図ること。
- ・ プロジェクトごとに、学生及び企業が参加しやすい内容、時期、期間等を検討す

ること。

- ・ プロジェクトの実施に当たっては、京都市に実施計画を示し、内容等について京都市から指示があった場合は、速やかに従うこと。

#### (5) ミーティング場所の確保

- ・ 学生が日常的にミーティングを行える場所を京都市内に確保すること。

#### (6) 事業報告会の開催

- ・ 一般公開による、プロジェクトを総括する事業報告会を開催すること。また、100名以上の集客を目指して広報すること。

#### (7) 統計資料の取りまとめ

- ・ 本業務に関する各種統計資料の取りまとめを行い、京都市の求めに応じて適宜報告すること。

### 5 業務実施体制

- ・ 本業務の進捗を管理する責任者を明確にしておくこと。
- ・ 参加する学生に対して指導・助言等を行うコーディネーターを1名以上配置すること。
- ・ 会計等の庶務に関する担当者を明確にしておくこと。

### 6 支払い方法等

委託料の支払いは、前金払とし、総額の2分の1を業務履行開始後に、残りの金額を上半期終了後に、受託者の請求に基づき支払うものとする。

契約金額には、本業務において発生する付帯作業にかかる費用をすべて含むものとし、追加費用は一切請求できない。

### 7 再委託の禁止

受託者は、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。ただし、業務の一部について、あらかじめ文書により本市が認めた場合はこの限りではない。

### 8 実績報告

委託業務完了後、ただちに委託業務完了届を提出すること。また、委託業務が完了してから2週間以内に、事業の実施内容や参加人数等の詳細を記載した実績報告書及び収支報告書を提出すること。

### 9 留意事項

- (1) 業務遂行に際し、疑義が生じた場合及び本仕様に定めのない事項については、本市と協議し、その指示に従うこと。
- (2) 受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、京都市個人情報保護条例に基づき、漏えい、改ざん、滅失及びき損等がないよう取扱いに十分注意し、適正に管理すること。
- (3) 受託者は、契約期間中および契約期間後において、本業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。